

公益社団法人 富山県地方自治研究センター 定款

2011年 6月17日 施行

2012年10月 6日 一部変更

(公益法人移行) 2013年 4月 1日 一部変更

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人富山県地方自治研究センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を富山県富山市下新町8番16号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は地方自治に関する総合的な調査研究を行い、富山県における地方自治の発展と地域社会の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 地方自治に関する調査・研究
- 二 前号の調査・研究に基づく政策提言
- 三 地方自治に関する情報・資料の収集及び提供
- 四 地方自治に関する講演会等の開催
- 五 地方自治に関する報告書、紙誌等の発行
- 六 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- 一 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - 二 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- 2 前項の正会員をもって公益社団法人及び公益団法人に関する法律(以下「公益法人法」という。)の社員とする。

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところによる入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(経費の負担)

第7条 正会員及び賛助会員はこの法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員総会において別に定める年会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- 二 全ての正会員が同意したとき。
- 三 当該会員が死亡、又は団体会員の団体が解散したとき。

(会員名簿の作成)

第11条 この法人は、正会員の氏名、名称および代表者、並びに住所を記載した名簿を作成し、主たる事務所に備え置く。

(抛出金品の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は返還しない。

第4章 会員総会

(構成)

第13条 会員総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって「公益法人法」上の社員総会とする。

(権限)

第14条 会員総会は、次の事項について決議する。

- 一 正会員及び賛助会員の会費の金額
- 二 会員の除名
- 三 理事及び監事の選任又は解任
- 四 理事の報酬等の額
- 五 計算書類等の承認
- 六 定款の変更
- 七 解散及び残余財産の処分
- 八 その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 会員総会は、定時会員総会と臨時会員総会とし、定時会員総会は毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。臨時会員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第 16 条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 すべての正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 17 条 会員総会の議長は、当該会員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 18 条 会員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条 会員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。会員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合においては出席したものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、すべての正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 解散
- 四 その他法令で定められた事項

(議事録)

第 20 条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員のうちから選任された議事録署名人 2 人は前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 10 名以上 20 名以内
- 二 監事 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長、2 名を副理事長、1 名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって「公益法人法」上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事及び監事の選任)

第22条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を総括する。

3 副理事長は理事長を補佐し、理事長が欠けたとき又は事故あるときは、理事会であらかじめ定められた順序により業務執行にかかる職務を代行する。

4 常務理事は、業務を執行し、理事長を補佐する。

5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事に対しては、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を会員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。監事は無報酬とする。

(顧問)

第 28 条 この法人に、任意の機関として顧問をおくことができる。

2 顧問は次の職務を行う。

一 代表理事の相談に応じること

二 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は無報酬とする。ただし、第 30 条の規定により理事会が調査研究部会長として選定した場合はこの限りではない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

一 この法人の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 理事長及び副理事長、常務理事の選定及び解職

四 調査研究部会長の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、公益法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 34 条 この法人の事業年度は、毎年 8 月 1 日に始まり翌年 7 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込み

を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

三 貸借対照表

四 損益計算書（正味財産増減計算書）

五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

六 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時会員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 10 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

一 監査報告

二 理事及び監事の名簿

三 理事の報酬等の支給の基準を記載した書類

四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 38 条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 39 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人

及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、富山県において発行される北日本新聞に掲載する方法による。

第10章 事務局

第42条 この法人に、事務局を置き、職員の任免は理事長が行う。

2 事務局の組織、運営及び内部管理等に必要な規則は、理事会の決議を経て理事長が定める。

第11章 雑則

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(最初の事業年度)

第44条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立から平成25年7月31日までとする。

(設立時役員の名)

第45条 設立時役員の名は次のとおりとする。

設立時理事	竹 川	慎 吾
設立時理事	菅 沢	裕 明
設立時理事	荻 野	清 隆
設立時理事	飯 野	優香利
設立時理事	坂	幸 夫
設立時理事	吉 村	誠
設立時理事	下 村	誠
設立時理事	柴 田	陽 子
設立時理事	村 石	篤 進
設立時理事	島 村	進
設立時理事	齊 藤	光 一
設立時理事	小 島	啓 子

設立時理事	石川孝一
設立時理事	西田修
設立時理事	本郷裕哉
設立時理事	澤田佳男
設立時理事	川岸正徳
設立時理事	中松清孝
設立時理事	中村博明
設立時理事	藤井宗一

設立時理事長	竹川慎吾
設立時副理事長	菅沢裕明
設立時副理事長	荻野清隆
設立時常務理事	飯野優香利

設立時監事	泉剛
設立時監事	岡部享
設立時監事	飛世悦雄

(設立時会員の氏名及び住所)

第 45 条 設立時会員の氏名及び住所は次のとおりとする。

	氏名	住所
設立時会員	寺西 影子	富山市西長江二丁目 7 番 21 号
設立時会員	小林 米和	富山市下新町 12 番 10 号
設立時会員	小川 亘	富山市婦中町河原町 203 番地

(法令の準拠)

第 46 条 本定款に定めのない事項は、すべて「公益法人法」その他の法令にしたがう。